平成21年8月24日

## 秋田県の解体工事発注における技術者の配置について

日頃、本県の社会資本整備について、ご協力をいただき感謝申し上げます。

県では、最近の社会経済状況に鑑み、中小建設業者の受注機会の確保の一環として、建設 工事と一体で発注される解体工事についても極力分離発注に努めることとしました。

また、今後発注される解体工事においては、労働災害の抑制、リサイクルの促進及び廃棄物・有害物の適正処理の観点から、所定の配置技術者に加えて解体工事施工技士資格(民間資格:全国解体工事業団体連合会)を有する者を当該工事に配置又は保有するよう、次のとおり受注者に求めることとしました。

ついては、県が発注する解体工事の受注を希望される方は、当該有資格者の配置又は保有 に関して十分に留意されたうえで、入札参加していただくようお願いします。

## 【解体工事施工技士の活用】

(1) 条件付一般競争入札の場合

所定の配置技術者の外に、解体工事施工技士の配置を求める。なお、当該工事の規模 や難易度に応じて専任配置を求めることもある。

配置を求める時期:平成22年4月1日以降に公告する解体工事から

## (2)総合評価落札方式における評価

解体工事施工技士の配置を義務づけするまでもないものの、配置が望ましいと判断できる場合は、総合評価落札方式によって技術者保有を評価する方式を採用するものとする。

総合評価落札方式による評価:本年9月1日以降に公告する解体工事から

担当 秋田県建設交通部 建設管理課建設業班 TEL 018-860-2425